

諮問番号：令和3年度諮問第16号
答申番号：令和3年度答申第14号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和2年4月27日付けで行った児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人の妻（以下「妻」という。）の計画的、身勝手な行動と言動、心理感の全てに正当性がない。単独身勝手悪質な進行である。行政機関が詳しく調べもせず、妻の一方的な話の内容を受理したことは、本当に遺憾である。審査請求人及び子供も一番の被害者と痛感している。妻の主張の内容には嘘が多く、自分が有利に支援を受ける事案を考え調べ、行政機関や子供に嘘の話を伝えている。

審査請求人は、子供の親権や身上監護権、財産管理権に対する義務を放棄することはしない。

行政機関が審査請求人に対して監護権を破棄した審判は不当である。しっかり事実の上決めるべきである。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）審査請求人は、子供の親権や、身上監護権、財産管理権に対する義務を放棄することはしない等の主張をするが、法第4条第4項では、児童を監護し、

生計を同じくする児童の父又は母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合は、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、これと生計を同じくするものとみなす旨が規定されている。

また、児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について（平成24年3月31日雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下「局長通知」という。）の第2の1で職権による支給事由消滅処理を行うべき事例として、現に申請者（配偶者から暴力を受けたと訴えている者）が専属的に対象児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合、或いは申請者と配偶者が住民票の住所を異にしており、住民票上、児童と同一世帯に属している申請者と配偶者が生計を同じくしない場合は、配偶者は支給要件に該当しないと判断できるとされ、このような場合には、配偶者に対して、市町村における児童手当関係事務処理について（平成27年12月18日府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の別添である児童手当市町村事務処理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第22条に基づき、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を行うとともに、申請者に対して、児童手当等の申請の援助・審査等を行うこととされ、こうした処理を行う具体的事例として、申請者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出がされて、支援措置の対象となっている場合が示されている。

- (2) 本件処分についてみると、令和2年4月17日付け子家第500-2号「配偶者からの暴力を訴えている事例（通知）」（以下「本件大阪府通知」という。）が、大阪府福祉部子ども室長（以下「府子ども室長」という。）から処分庁に送付されている。本件大阪府通知には、申請者氏名、申請者により監護されている児童の氏名（対象児童2名、配偶者氏名（審査請求人）、該当する事例（支援措置対象）、支援措置対象証明日・健康保険証資格取得日・児童手当認定請求日等が記載されている。

処分庁は、本件大阪府通知に従い、法及び局長通知並びにガイドラインに基づいて本件処分を行ったことが認められることから、処分庁の手續に瑕疵は認められない。

- (3) 以上のことから、本件処分は、法令等の規定に基づいて適法に行われたものであることが認められることから、違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和3年8月18日	諮問書の受領
令和3年8月19日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月2日

口頭意見陳述申立期限：9月2日

令和3年8月30日 第1回審議

令和3年9月 2日 審査請求人の主張書面（令和3年8月29日付け）の
受領

令和3年9月24日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。」と規定している。
- (2) 法第4条第1項は、「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。」と規定し、第1号で、「次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（中略）であつて、日本国内に住所（中略）を有するもの」と、同号イで、「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。）」と、同号ロで、「中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）」と掲げ、同条第4項は、「(中略)、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母（中略）のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母（中略）と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母（中略）によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。」と規定している。
- (3) 法第7条第1項は、「児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（中略）の市町村長（中略）の認定を受けなければならない。」と規定している。
- (4) 法第8条第1項は、「市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。」と規定し、同条第2項は、「児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と規定している。
- (5) 局長通知の第2の1は、配偶者からの暴力を訴えている場合における職権

による児童手当等の支給事由消滅処理を行うべき事例を定めており、「以下のイ（中略）に該当する場合は、配偶者から暴力を受けたと訴えている者（以下「申請者」という。）の配偶者（以下「配偶者」という。）は支給要件に該当しないものと判断できる（後略）」として、「イ 現に申請者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合」を挙げ、このような場合には、「配偶者に対してガイドライン第22条に基づき、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を行う（中略）こと。」と記載されている。

また、上記のイに該当し、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を行うべき具体的事例として、「（前略）被害者〔申請者〕より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、当該支援措置の対象となっている場合」で、「配偶者からの暴力を理由として申請者及びその児童が、国民健康保険法上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること、又は健康保険法（中略）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。」と記載されている。

- (6) 局長通知の第2の2は、職権による児童手当等の支給事由消滅処理に係る事務処理の流れを定めており、「(1) 申請者の新住所地の市町村から都道府県への連絡（後略）」、「(2) 申請者の新住所地の都道府県から配偶者の住所地の都道府県（中略）への連絡（後略）」、「(3) 配偶者の住所地の都道府県から市長村への連絡（2）の通知を受けた都道府県は、配偶者の住所地の市町村に対し、別紙様式3により、ガイドライン第22条に基づき、職権により当該配偶者に対する児童手当等の支給事由消滅の処理を行うよう、通知すること。」、「(4) 配偶者の住所地の市町村における職権による支給事由消滅処理（3）の通知を受けた市町村においては、ガイドライン第22条に基づき、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を行うこと」と記載されている。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言（以下「技術的助言」という。）である。

- (7) ガイドラインの第22条は、職権に基づく支給事由消滅の処理を定め、「支給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等（中略）によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて（中略）処理するものとする。次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができるものであること。」とし、第2号において、「法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合」と記載されている。

なお、ガイドラインは技術的助言である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、令和2年3月まで、審査請求人と妻との間の2人の子供（以下「本件児童ら」という。）に係る児童手当を受給していた。
- (2) 令和2年4月17日付けで、府子ども室長は処分庁に対して、局長通知に定められた別紙様式3により本件大阪府通知を発出し、処分庁は同月21日付けで受け付けた。本件大阪府通知には、①局長通知に基づき、配偶者からの暴力を訴えている事例について、以下のとおり通知するので、配偶者に係る児童手当につき、ガイドライン第22条に基づき、職権による支給事由消滅の処理を行い、当該処理の結果の報告を求める旨、②以下の内容として、申請者の欄には妻の氏名、申請者により監護されている児童の欄には本件児童らの氏名、配偶者の欄には審査請求人の氏名、配偶者からの暴力を訴えている事例の欄のうち、該当する事例として「3 支援措置対象」が丸で囲まれており、該当年月日の欄には令和2年3月27日、備考欄には、支援措置対象証明日、健康保険証資格取得日、児童手当認定請求日としてそれぞれ令和2年3月27日、と記載されている。
- (3) 令和2年4月27日付けで、処分庁は、本件処分を行った。本件処分の通知には、児童手当・特例給付の支給事由が消滅した日は、「令和2年3月27日」、消滅した理由は「児童を監護しなくなったため」と記載されている。
- (4) 令和2年6月7日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 局長通知及びガイドラインは、前記1(6)、(7)のとおり、技術的助言であるものの、その内容は、地方自治体が児童手当の支給事務を具体的に処理するにあたり、客観的に妥当性のある行為又は措置を実施するために必要な事項を示したものといえ、したがって、前記1(1)のとおり、法第1条の目的にも適合するものである。

そして、前記1(5)のとおり、局長通知第2の1において、配偶者からの暴力を訴えている場合における職権による児童手当等の支給事由消滅処理を行うべき事例として、①現に申請者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合は、配偶者は児童手当の支給要件に該当しないと判断される旨、②このような場合には、配偶者に対して、ガイドライン第22条に基づき、職権による児童手当の支給事由消滅の処理を行うこととする旨、③こうした処理を行う具体的事例として、申請者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出がされて、支援措置の対象となっている場合で、申請者及びその児童が配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入するか、健康保険法等の規定による配偶者の被扶

養者となっていない旨、が示されている。

- (2) その上で、本件処分が局長通知第2の1に定める「配偶者から暴力を受けたと訴えている申請者が専属的に対象児童の監護を行っており、かつ生計が同一である場合」に該当するかについて、以下検討する。

本件処分は、前記2(2)、(3)のとおり、処分庁が本件大阪府通知を受けたことによりなされたものであるが、本件大阪府通知の該当する事例の欄に記載されている「3 支援措置対象 令和2年3月27日」は、前記1(5)のとおり、妻から審査請求人等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、同日に支援措置の対象となったことを示し、備考欄の「健康保険証資格取得日 令和2年3月27日」は、同日に妻が審査請求人とは別の健康保険に加入したことを示している。本件大阪府通知の記載内容からすると、妻の状況は、局長通知に示された「配偶者から暴力を受けたと訴えている申請者が専属的に対象児童の監護を行っており、かつ生計が同一である場合」に該当すると判断するのが相当である。

- (3) そして、本件処分は、処分庁が、本件大阪府通知の記載内容を根拠として、前記1(6)のとおり、局長通知の第2の2の(4)に沿って行ったものであるから、法及び局長通知並びにガイドラインに基づいたものであると言え、これら法令等の要件を満たすものであることが認められる。

なお、審査請求人は、妻からの一方的な話を採用したとして、処分庁に対する不服を主張する。確かに本件処分は、審査請求人に何ら確認することなく行われたものであるが、前記1(6)のとおり、局長通知の第2の2には、従前児童手当を受給していた配偶者に対して確認する手続は定められておらず、また、そのような手続が必要とされる法的根拠も見いだしがたいことから、審査請求人に何ら確認することなく本件処分が行われたとしても、そのことによって本件処分が違法、不当なものとなることはなく、審査請求人の主張は採用できない。

- (4) 以上のことから、本件処分は、法令等の規定に基づいて適法に行われたものであって、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員(部会長) 針原 祥次

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇